



発信年月日：令和4年10月7日

所属部課	課長	担当職氏名	連絡先	TEL 0837-23-1111
企画総務部 防災危機管理課	井筒 一太	西本 達夫		FAX 0837-23-1233
件名	長門市俵山地区における「地区防災計画」策定に向けた ワークショップ(第2回)を開催			

1 日時

令和4年10月16日(日) 13時30分から

2 場所

長門市俵山11356番地 ヤマネスタジアム俵山(俵山多目的交流広場)
2階チームルーム(俵山地区災害発生時の指定避難所兼指定緊急避難場所)

3 出席者

俵山地区の自治会長 民生委員 地区福祉委員 地区社会福祉協議会代表・役員
福祉エリア支援員 俵山出張所長 (約30名)
関係機関(消防団・NPO法人・地区経営株式会社・農協)の代表
アドバイザー 兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科 澤田雅浩 准教授
コーディネイター (一社)関西情報センター NPO法人 とれじゃーBOX
所管課 長門市防災危機管理課

4 目的

長門市俵山地区での「地区防災計画※詳細別紙」策定にあたり、地域関係者に防災に関する知見を深めてもらうとともに、地区防災の課題と対策について、まずは共通認識を持ってもらうことを目的とする。

5 内容

ハザードマップにより、俵山地区での浸水想定・土砂災害警戒区域の把握と、避難情報、情報伝達手段の確認を確認するとともに、避難行動要支援者および個別避難計画の策定状況の現状と、地域全体で取り組める今後の対策について、事前に地域の高齢者を対象に行ったアンケート・防災ハザードマップ等を基にワークショップ(前年度に引き続き第2回目)を開催し理解を深める。

(令和4年度:内閣府 防災・普及啓発連携 所管「地区防災計画作成モデル創出事業」の採択事業)

※当該モデル事業において計画が策定されれば山口県において初の事例となります。

地区防災計画とは

地区防災計画とは、一定の地域にお住いの皆さまが、自分たちの地域の人命、財産を守るための助け合い（共助）について、自発的な防災活動計画を策定することです。

近年、気象災害・土砂災害等が多発しています。また、今後、発生が危惧されている南海トラフ地震や、大型台風・大規模降雨等の大規模広域災害に備え、自助・共助の役割の重要性が高まっています。

一方で、従来、地域防災力向上のために活躍していた、消防団、自主防災組織【長門市においては基本自治会単位】などは少子高齢化等、社会の変化に伴い活動が縮小している等の問題が発生しており、このような状況を踏まえ、地域コミュニティにおける共助による防災活動を強化する必要があります。

平成25年の災害対策基本法の改正では、自助及び共助に関する規定が追加されました。市町村内の一定の地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設されました。（平成26年4月1日施行）。

地区防災計画は、行政の「地域防災計画」とは違う

市町村内の商店街や小・中学校区、複合ビルなどのコミュニティレベルでの住人や企業などによる自発的な防災活動について防災計画策定が想定されています。

防災というと自助・共助・公助といわれますが、その共助の部分を膨らませていくための制度として位置づけられています。

地区防災計画は義務ではない、「内発性」が大事

作りたいコミュニティは作ってもいいという仕組みです。コミュニティから提案する形を取り、多様で固有の地域特性を反映していきます。

自分たちがやりたいからやる「内発性」が重んじられる計画です。

地区防災計画は地域づくりにつながる

地域住民の命が助かるために、人間力、地域力、暮らし方を創造していく。これは「地域づくり」と基本的に同じ取り組みで、地域づくりの一環としてとらえられます。

出来ることから始める

最初から完璧なものを目指すものではありません。近隣の方が集まり、防災ゲームで楽しむ、地域歩き（散策）をしてみることも、地区防災計画の取り組みです。行政から指示されるものではありません。

※地区住民では出来ないことや支援（機材、資金）、連携は行政から積極的に関わっていきます。